

赤ちゃんが生まれたら

出生届

子どもが生まれた日を含めて14日以内に手続きをしてください。

問 町民課住民係 ☎985-4105

持参物

- 出生届書(出生証明書を医師等が記載しているもの)
- 来庁者の本人確認書類
- 母子健康手帳

※出生届の届出は、生まれた子の父または母(父母双方も可)でなくてもかまいません。しかし、出生届には、父または母の署名が必要になります。使者(例:祖父母等)の方の署名では受理できません。届書の内容に不備があり、父または母に訂正や記入をしていただく必要がある場合は、その場で受理できないことがあります。

乳児一般健康診査受診票の交付／ 予防接種手帳の交付

乳児(1歳未満)の間に医療機関で、最大2回の健康診査が受診できます。また、生後2か月を経過したら予防接種を受けましょう。

問 子育て世代包括支援センターはぐはぐ ☎985-4189

持参物 ・母子健康手帳

国民健康保険への加入

国民健康保険(国保)とは、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険料(税)を納め医療費の負担を支え合う助け合いの制度です。

問 保険課医療保険係 ☎985-4107

持参物 ・届出人の本人確認書類(届出人が子どもと別世帯の場合は委任状も必要)

※国民健康保険以外に加入している方は、勤務先に問い合わせてください。

産後ケア事業

産後の体調不良や育児不安があり、家族などから家事や育児など十分な援助を受けられないお母さんと赤ちゃんのケアや育児の支援を、病院や助産院、自宅にて行います。

※利用には審査があります。

対象者

- 松前町に住民票がある産後4か月未満のお母さんと赤ちゃん
- 産後ケアの必要性が認められる方
- 母子ともに自宅養育が可能な方
※医療行為が必要な方は利用できません
- 家族などから家事、育児等の十分な支援が得られない方
- お母さんに心身の不調や育児不安がある方



広 告



新と、秋の、食の、心

松山市農業協同組合

〒790-0003 愛媛県松山市三番町八丁目325-1

TEL:089-946-1611

FAX:089-946-0012

<http://www.ja-matsuyama.or.jp>



人と技術を大切に、未来への橋渡し

橋梁・水門工事

鋼構造物工事



小手川工業株式会社

〒791-3102 伊予郡松前町大字北黒田850番地

Tel 089-984-1180 Fax 089-984-2210

<http://www.kotegawa.co.jp/>

子ども医療費助成制度

0～満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもは、医療費の一部負担金(自己負担額)の医療費助成が受けられます。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

持参物

- ・保険証
- ・印鑑(スタンプ印不可)

※保険適用とならない費用は対象外です。



児童手当(公務員以外)

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。

※所得制限があります。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

持参物

- ・保険証(受給資格者のもの)
- ・通帳(受給資格者のもの)
- ・マイナンバーカード(父・母)など

※手続きされた翌月分からの支給となります。手続きが出生日の翌月になった場合でも、出生日の翌日から15日以内の場合は、出生月の翌月分から支給になります。

※公務員の方は勤務先での申請が必要です。詳細については、勤務先にお問い合わせください。

愛顔の子育て応援事業

第2子以降のお子さんを出生した子育て世帯に、県内企業が生産した紙おむつを購入できる「愛顔っ子応援券」(対象乳児1人当たり1,000円券×50枚(計5万円分))を支給します。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

持参物

- ・母子健康手帳
- ・印鑑(スタンプ印不可)
- ・保護者の本人確認書類



未熟児養育医療給付制度

低体重や早産などで身体の発育が未熟なまま生まれたために入院養育が必要な乳児に対し、医療費を公費負担する制度です。

問 子育て・健康課児童福祉係 ☎985-4114

こんにちは赤ちゃん事業

お子さんの健やかな成長や保護者の皆さまが安心して子育てに臨めるよう、生後4か月以内の赤ちゃんがいるご家庭へ保健師と保育士が家庭訪問を行います。

問 子育て世代包括支援センターはぐはぐ ☎985-4189

※松前町子育て援助活動支援事業特別補助により、松前町こんにちは赤ちゃん訪問を受けた方は、訪問を受けた日の翌日から1年間の間、3時間分の補助が出ます。詳しくはお問合せください。

予防接種

- 問 手帳交付について 子育て世代包括支援センターはぐはぐ ☎985-4189
その他について 子育て・健康課健康増進係 ☎985-4118

予防接種は、感染症からお子さん(自分の子どもはもちろん、まわりの子どもたちも)を守るためにとても大切です。

松前町では、出生届時にお渡しする予防接種手帳に乳幼児期に受ける定期予防接種の予診票等をつづっています。同封の「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、予防接種の効果と副反応をよく理解し、決められた時期にお受けください。

予防接種

★他の予防接種を受ける間隔

生 ワクチン	別の予防接種まで 27日以上 (4週後の同じ曜日から受けられます。)
-----------	--

- ※異なるワクチンの接種間隔は、生ワクチン以外の組み合わせでは、前のワクチンとの接種間隔に制限はありません。
- ※接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種を受けよう！

当日のチェックポイント

- ☑ お子さんの体調はよいか、熱があったり、ふだんと変わった様子があつたりしないか確認しましょう。
- ☑ 心配なことがあるときは、医師に相談しましょう。質問をメモしておくくと伝えやすくなります。
- ☑ 予防接種の種類や回数を確認して間違いがないかチェックしましょう。
- ☑ 予防接種手帳と母子健康手帳とを必ず持っていきましょう。

ワクチンを接種するときのポイント

- ☑ 小さなお子さんが動かないように、しっかりと抱っこしてあげてください。保護者のみなさまがリラックスすると、お子さんも安心します。
- ☑ 注射で泣くお子さんは多いもの。大切な予防接種が苦手にならないように、がんばったことをほめてあげるなど、保護者のみなさまの工夫がカギです。

接種後の注意ポイント

- ☑ 接種直後、30分くらいはすぐ対応してもらえるように、医療機関のなかでお子さんの様子をみてあげるか、すぐに医師と連絡がとれるようにしてください。この間に急な体の変化が起こることがあります。
- ☑ 帰宅後もはげしく体を動かすことはさせず、接種箇所をきれいに保ってあげましょう。
- ☑ お風呂には入れてもかまいませんが、接種した部分をこすらないでください。



乳幼児期に受けたい予防接種

予防接種名	予防する病気	接種回数（接種間隔）	対象年齢（望ましい時期）
不 B型肝炎	B型肝炎ウイルスによる感染 (慢性化すると肝硬変や肝臓がんにつながります)	3回 (1回目と2回目は27日以上あけて接種。1回目の接種から139日以上あけて3回目を接種)	1歳の誕生日の前日まで (生後2か月～9か月未満)
不 Hib（ヒブ）感染症 ※1	インフルエンザ菌b型による気管支炎、髄膜炎、肺炎など	初回 3回 (27日以上の間隔をあけて3回) 追加 1回 (初回接種終了後7か月以上の間隔をあけて1回)	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで ※接種開始月齢により接種回数が決まる 生後2か月～7か月未満に接種開始の場合、全4回接種 27日以上の間隔で3回、追加の4回目は3回目から7か月あけて接種
不 小児の肺炎球菌感染症 ※1	肺炎球菌による中耳炎、細菌性髄膜炎、肺炎など	初回 3回 (27日以上の間隔をあけて3回) 追加 1回 (初回接種終了後60日以上の間隔をあけて1回)	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで ※接種開始月齢により接種回数が決まる 生後2か月～7か月未満に接種開始の場合、全4回接種 27日以上の間隔で3回を1歳の前日までに行うこと。追加の4回目は3回目から60日以上あけて、かつ生後12か月以降に接種
生 BCG	●結核	1回	1歳の誕生日の前日まで (生後5か月～8か月)
不 四種混合(DPT-IPV) 三種混合(DPT) ポリオ	●ジフテリア ●百日せき ●破傷風 ●ポリオ	初回 3回 (20日以上の間隔をあけて3回) 追加 1回 (初回終了後6か月以上の間隔をあけて1回)	生後3か月～7歳6か月に至るまで (生後3か月～12か月に至る間) 生後3か月～7歳6か月に至るまで (初回接種終了後12か月～18か月に至る間)
不 二種混合	●ジフテリア ●破傷風	2期 1回	11歳～13歳の誕生日の前日まで (11歳)

予防接種

— 広 告 —

歯 科 小児歯科 矯正歯科 歯科口腔外科

すまいる総合歯科クリニック



EMILMASAKI

emil-full

伊予郡松前町筒井850
(EMILMASAKI 1F 郵便局となり)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:30～13:00	●	●	/	●	●	※	※
15:00～18:30	●	●	/	●	●	※	※

休診日/水曜日・祝日 ※土日/午前9:00～13:00 午後14:00～17:30

TEL.089-989-1182

予防接種名	予防する病気	接種回数 (接種間隔)	対象年齢 (望ましい時期)
生 麻しん風しん 混合	●麻しん (はしか) ●風しん	1期 1回	1歳～2歳の誕生日の前日まで
		2期 1回	小学校就学前の1年間
生 水痘 (水ぼうそう)	●水痘	2回 (初回接種終了後6か月以上の間 隔をあけて1回)	1歳～3歳の誕生日の前日まで (12か月～15か月)
不 日本脳炎 ※2	●日本脳炎	1期初回 2回 (6日以上の間隔をあけて2回)	生後6か月～ 7歳6か月に至るまで (3歳)
		1期追加 1回 (1期初回終了後6か月以上の間 隔をあけて1回)	生後6か月～ 7歳6か月に至るまで (4歳)
		2期 1回	9歳～13歳の誕生日の前日まで (9歳)
生 ロタ (R.10月～ 定期接種)	ロタウイルスに よる胃腸炎	5価：3回 (ロタテック®) (4週間以上の間隔をあけて3回)	生後6週0日～生後32週0日の乳児 (1回目は生後14週6日まで)
		1価：2回 (ロタリックス®) (4週間以上の間隔をあけて2回)	生後6週0日～生後24週0日の乳児 (1回目は生後14週6日まで)
不 ヒトパピ ローマ ウイルス 感染症 ※3	●子宮 頸がん予防	2価：3回 (サーバリックス®)	小学校6年生～高校1年生相当 年齢の女性 (中学1年生)
		4価：3回 (ガーダシル®)	
		ヒトパピローマウイルス感染症は、上記に加え平成9～17年度生まれの女子で未接種の方も、令和7年3月までキャッチアップ接種が受けられます。	

不 不活化ワクチン 生 生ワクチン

- ※1 接種を生後2か月～7か月未満に開始した場合の表です。この期間に接種を開始しない場合は回数などが異なります。
- ※2 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は特例が設けられ、20歳になるまでに全4回の内、不足した回数分を接種できます。また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は、不足した回数を9歳以上13歳未満で接種できます。
- ※3 現在、ワクチン接種勧奨が再開されています。また、キャッチアップ接種として、平成9年～17年度生まれの女子も未接種の方は、令和7年3月まで公費で接種できます。

— 広 告 —

歯科・歯科口腔外科・小児歯科



塩崎歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	《休診日》
AM 9:00 ～ 12:00	●	●	●	●	●	●	日曜・祝日
PM 2:00 ～ 7:00	●	●	●	訪問診療	●	4時まで	木曜午後

松前町大字出作 219 番地
JR 北伊予駅徒歩 2 分

TEL.089-984-1325
訪問診療 (往診) しています

予防接種スケジュール

接種が認められている期間

予防接種名	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	12か月	13か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
不 B型肝炎	①②						③																			
不 Hib(ヒブ)感染症	①②③									④																
不 小児の肺炎球菌感染症	①②③									④																
生 BCG					①																					
不 四種混合(DPT-IPV) 三種混合(DPT) ポリオ		①②③								④																
不 二種混合																					①					
生 麻しん・風しん混合									①								②									
生 水痘(水ぼうそう)									①	②																
不 日本脳炎													①②	③												
生 ロタ		①②③																								
不 ヒトパピローマウイルス感染症																										
																						①	②	③		

※接種開始年齢により接種回数等が異なります(1~4回)

※接種開始年齢により接種回数等が異なります(1~4回)

※小学校就学前の1年間(4/1~3/31)

※すでに水痘にかかったことがある場合は不要です

予防接種

里帰り出産等における県外での定期予防接種費用助成制度

愛媛県外で定期の予防接種を受ける方の接種費用を助成します。

問 子育て・健康課健康増進係 ☎985-4118

対象者 里帰り出産等により愛媛県外の市区町村に滞在している方のうち、滞在が長期に及ぶため、県外医療機関等で予防接種を受けることが必要な方

助成金額 松前町が愛媛県内の医療機関等と契約する接種単価と接種医療機関等で支払った額のいずれか少ない額

手続き 接種を希望する方は、事前申請が必要です。必ず上記までお問い合わせください。申請用紙は、町ホームページからダウンロードできます。